

嵐山小・中学校
児童・生徒版
学校いじめ防止基本方針



令和3年4月

1

はじめに

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

嵐山小中学校では、みなさんをいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」をつくり、取り組んでいます。

また、いじめの問題を解決するためには、児童生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。

そのために、児童生徒の皆さんが、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、全校児童生徒に伝えるべき内容を整理した「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を作成しました。この基本方針にしたがって、皆さんの学校の児童生徒全員が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことを期待しています。



2 いじめとは

いじめは、法律で定義付けられています。しかし、大切なことは、皆さんの身の回りで起こるどんなことがいじめになるのかを学校のみんなが共通理解することです。いじめだと意識せず^{いしき}にやっ^{きすつ}てしまい、友だちを傷付けてしまうことはないですか。どんなことがいじめになってしまうのでしょうか。

*いじめだと思うことに丸を付けましょう。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句 ^{おど もんく いや} 、嫌なことを言われる。	
仲間はずれや友達から無視 ^{むし} をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。	
ひどくぶつかられたり、たかれたり、けられたりする	
お金や物をたかられる	
お金や物を、隠 ^{かく} されたり、盗 ^{ぬす} まれたり、壊 ^{こわ} されたり、捨 ^す てられたりする。	
嫌 ^{いや} なことや恥 ^は ずかしいこと、危険 ^{きけん} なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話 ^{けいたいでんわなど} 等で、誹 ^ひ 謗 ^{ぼう} 中 ^{ちゆう} 傷 ^{いや} や嫌なことをされる。	

実は、これらは、すべていじめなのです。

自分がされて嫌なこと、相手が嫌だと感じることはいじめになるとみんなで確認しましょう。

参考^{さんこう}にしよう

学校いじめ防止基本方針「P2」

3

いじめを生み出さないために

皆さんの学校で、いじめを生み出さないためには、日常的にどんなことを意識したり、どんなことを大切にしたりするとよいでしょうか。

(令和元年嵐山スマイル宣言より ～いじめをなくすために私ができること～)

- 人に優しく接する
- 相手に思いやる
- 元気よく挨拶をする
- 友達に気をつかう
- 相手の嫌なことはしないよう心がける
- ふざけすぎないように気をつける
- 「ありがとう」「ごめんね」を伝える
- 思いやりをもって接したい
- 言葉遣いには気をつけよう
- 優しく思いやりの心をもって接する
- 友達が困っているときに助ける
- みんなで協力する
- ありがとうを忘れずに
- 何か嫌なことがあったら相談する

この他にも、嵐山っ子が大切にしていってほしいことには、次のようなものがあります。

- いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりえるものだと認識することが必要です。
- いじめを受けた人の悲しみや苦しみを理解して、一人一人が、「いじめは人として絶対に許されない」という強い気持ちをもつことが必要です。
- いじめを「しない、させない、許さない」を合言葉に、常にいじめの防止を意識して生活することが大切です。
- 一人一人の違いやよさを認め合う気持ちをもつことが大切です。
- いじめの防止について一人一人が真剣に考え、日頃から、互いを認め合うことや、相手の気持ちを考えて発言したり行動したりするように心掛けることが大切です。

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「P6」

4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

学校の先生方は、もしみなさんの中からいじめが生まれてしまった場合、少しでも早く見付け、解決するために、先生方みんなですべて対応できるように体制を組んでいます。まずは、「学校いじめ防止基本方針」をよく読んで、先生方が自分たちをどのように守ってくれるのかを知りましょう。その上で、もし自分がいじめを受けた場合や、見たり、聞いたり、相談されたりした場合に、どのように行動したらよいのでしょうか。

学校では、先生方がチームを作って、いじめを受けた人を守り、いじめを行った人を指導します。わたしたちが、そのことをみんなで理解して、安心して相談しましょう。

いじめを受けたとき 一人で悩まず、先生や家族、友達、相談しやすい人に話しましょう

見たり聞いたり相談されたとき

- いじめを見たときは、まずは、止める勇気をもつことが大切です。
- 一人で止めることができなければ、止めるための仲間を増やしましょう。
- いじめを止めることができないときは、自分たちで抱え込まず、大人に相談しましょう
- いじめを受けている人の話をしっかり聞いて味方になることや、一緒に考える仲間を増やすなどして、いじめを受けた人を確実に守ることが必要です。

参考にしてよう

学校いじめ防止基本方針「P7～9」

5

いじめを防止するための児童生徒会の取組

① 小中協議会

いじめや困^{こま}ったことがあったら、小中協議会で交流し、小学校・中学校の問題について話し合い、みんな^{かいけつ}で解決していきましょう。

② いじめ撲滅^{ほくめつ}運動

・実施^{じっしじき}時期 6月

・目 的 いじめは絶対してはいけないものだという意識^{いしき}を高める

いじめのない仲間づくりのために、一人一人が日常的^{にちじょうてき}に心掛^{こころが}けることを確認^{かくにん}、実行する。

・内 容 いじめ根絶^{こんぜつ}に向けたメッセージカード作りましょう。

「スマイル宣言^{せんげん}カード」を作り、生徒会^{けいじ}で掲示を行います。

③ その他

小中交流などを通して、みんなが仲良く笑顔で学校生活を送るために、児童生徒会で協力し、取り組みましょう

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」

6

いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときに、先生や家族、友達などに相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合、つぎのような場所で相談することができます。

① スクールカウンセラー

○ 月に1回来校します。

(来校日は指導部通信に載っています。または担任の先生にたずねましょう)

○ いじめに関わらず、ささいな悩みでも相談することができます。

○ 相談場所はカウンセラー室です。

○ 相談したいときは、担任の先生に申し出ましょう。

② 旭川市子ども総合相談センター

○ 直接顔を合わせて相談しにくい場合に、電話で相談することができます。

③ その他の相談機関は、次のページにあります。

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

あさひかわし こ
でんわばんごう
<電話番号>

こ
子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

うけつけじかん
<受付時間> 月・木 8:45~20:00

げつ もく
か すい きん
火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

こ
でんわばんごう
<電話番号>

0120-3882-56

ほっかいどうきょういくいいんかい
うけつけじかん
<受付時間>

まいにち じかん
毎日24時間

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

こ
でんわばんごう
<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

うけつけじかん
<受付時間> 月~金 8:30~17:15

げつ きん

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

あさひかわほうむしやうねんしえん
でんわばんごう
<電話番号>

0166-31-5511

あさひかわしやうねんかんべつしよ
うけつけじかん
<受付時間>

げつ きん
月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

ほう
あさひかわ
でんわばんごう
<電話番号>

050-3383-5566

うけつけじかん
<受付時間>

げつ きん
月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…担任の先生に伝えよう